別表

固定資産税減額証明申請書

　　　　　　　　　　　　　　　 申　 請　 者　 　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 電　話

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 氏　名　　　　　　　　　　　 　 印

　　　　　　　　　　　　　　　 住宅の所在地

　　　　　　　　　　　　　　　 上記住宅に係る耐震改修が完了した日

年　　　月　　　日

　上記家屋において、地方税法施行令附則第１２条第２４項に規定する基準に適合する耐震改修が行われたことを証明願います。

|  |
| --- |
|  |

固定資産税減額証明書

上記のとおり相違ないことを証明します。

|  |  |
| --- | --- |
| 証 明 年 月 日 | 　　　　年　　　　月　　　　日 |

１．証明者が地方公共団体の長の場合

|  |  |
| --- | --- |
| 証明を行った地方公共団体の長 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印 |

２．証明者が建築士事務所に属する建築士の場合

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 証明を行った建築士 | 氏　　　　　名 | 印 |
| 住　　　　　所 |  |
| 一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別 |  | 登　　録　　番　　号 |  |
| 登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合） |  |
| 証明を行った建築士の属する建築士事務所 | 名称 |  |
| 所在地 |  |
| 一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別 |  |
| 登録年月日及び登録番号 |  |

３．証明者が指定確認検査機関の場合

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 証明を行った指定確認検査機関 | 名　　　　　称 | 印 |
| 住　　　　　所 |  |
| 指定年月日及び指定番号 |  |
| 指定をした者 |  |
| 調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者 | 氏名 |  |
| 住所 |  |
| 建築士の場合 | 一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別 |  | 登　　録　　番　　号 |  |
| 登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合） |  |
| 建築基準適合判定資格者の場合 | 登　　録　　番　　号 |  |
| 登録を受けた地方整備局等名 |

４．証明者が登録住宅性能評価機関の場合

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 証明を行った登録住宅性能評価機関 | 名　　　　　称 | 印 |
| 住　　　　　所 |  |
| 登録年月日及び登録番号 |  |
| 登録をした者 |  |
| 調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者 | 氏名 |  |
| 住所 |  |
| 建築士の場合 | 一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別 |  | 登　　録　　番　　号 |  |
| 登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合） |  |
| 建築基準適合判定資格者検定合格者の場合 | 合格通知日付又は合格証書日付 |  |
| 合格通知番号又は合格証書番号 |  |

５．証明者が住宅瑕疵担保責任保険法人の場合

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 証明を行った住宅瑕疵担保責任保険法人 | 名　　　　　称 | 印 |
| 住　　　　　所 |  |
| 指 定 年 月 日 |  |
| 調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者 | 氏名 |  |
| 住所 |  |
| 建築士の場合 | 一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別 |  | 登　　録　　番　　号 |  |
| 登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合） |  |
| 建築基準適合判定資格者検定合格者の場合 | 合格通知日付又は合格証書日付 |  |
| 合格通知番号又は合格証書番号 |  |

（用紙　日本工業規格　Ａ４）

備 考

１　３欄の「証明を行った指定確認検査機関」、４欄の「証明を行った登録住宅性能評価機関」及び５欄の「証明を行った住宅瑕疵担保責任保険法人」の欄における「名称」及び「住所」の欄について、指定確認検査機関が証明した場合であって当該機関が指定を受けた後に建築基準法(昭和25年法律第201号)第77条の21第２項の規定により変更の届出を行ったときは、当該変更の届出を行った名称及び住所を、登録住宅性能評価機関が証明した場合であって当該機関が登録を受けた後に住宅の品質確保の促進等に関する法律第10条第２項の規定により変更の届出を行ったときは、当該変更の届出を行った氏名又は名称及び住所を、住宅瑕疵担保責任保険法人が証明した場合であって指定を受けた後に特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第18条第２項の規定により変更の届出を行った場合は、当該変更の届出を行った名称及び住所を記載するものとする。

２　４欄及び５欄の「調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者」の欄における「建築基準適合判定資格者検定合格者の場合」の「合格通知日付又は合格証書日付」及び「合格通知番号又は合格証書番号」の欄について、建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）附則第２条第２項の規定により建築基準適合判定資格者検定に合格したとみなされた者については、合格証書日付及び合格証書番号を記載するものとする。